

議定書第一三九号

三朝田町国民健康保険条例の一部を次のように改める  
ものとする

昭和三十三年六月三十日提出

三朝田町長 坂 玄 稔



原案可決

昭和三十三年六月廿七日

議決

三朝田町議会議長 加藤 孝太郎



昭和三十三年三朝田条例第一

号

三朝田町国民健康保険条例の一部を改正する条例

第三十二系以下を各二系づつ繰下り第三十三系

を次の通り改める

第三十三系この町は新たにこの町の被保険者の

資格を取得した者に対しては、当該資格を取  
得した日から起算して六箇月間第十二条第  
四号に掲げる給付は行わぬ。

又前項の規程にかかわらず、左の各号の二に該  
号する場合には被保険者の資格を取得  
した日から第十二条第四号に掲げる給付を  
行ふ。

一 出生により被保険者の資格を取得したとき  
婚姻又は養子縁組により被保険者の資  
格を取得したとき

三 転入前に居住していた地域の国民健康保険  
の被保険者であつた者

・ 四他の社会保険の被保険者「並にその  
被扶養者」が資格を失ったとき。

附則  
この条例は昭和三十三年七月一日から施行  
する